

誠意

社報タイトル「誠意」は社内で掲げる平成 28 年の標語です。

No.127

発行責任者 / 小林 政 氏

発行 日 / 2016 年 5 月 1 日

● 経営コンサルティング ● 相続 ● 会計

KOBAYASHI GODOH

小林合同会計

| | | | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 代表社員 税 理 士 | 小林 政 氏 | 代表社員 税 理 士 | 小林 政 仁 |
| 税 理 士 | 山 野 基 尚 | 税 理 士 | 須 賀 保 雄 |

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL(048)253-5668 FAX(048)253-7602
<http://www.e-cg.co.jp>

第13回 特別講演会 開催



今年も6月16日に特別講演会（当事務所主催）を開催致します。

講師には元 宝塚歌劇団『宙組』の初代組長を務められた 大峯麻友 氏をお招きし、「宝塚 リーダーシップとコミュニケーションカ」をテーマにお話ししていただきます。

場 所 : 川口リリア 音楽ホール

日 時 : 6月16日(木)

開 場 午後 5 時 ~

講 演 午後 6 時 ~

テ ー マ

『宝塚 リーダーシップと
コミュニケーションカ』

講師 大峯麻友 氏

コミュニケーションアドバイザー
/女優/歌手

参加費無料

先着600名様

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

講師紹介

大峯麻友 おおみね まゆ
コミュニケーションアドバイザー・女優・歌手

兵庫県西宮市出身

1982年 宝塚歌劇団 入団

1998年 同劇団が65年振りに新たに発足した『宙組』に
劇団史上最年少組長として就任。

2002年 同劇団 退団

2010年 『100人中99人に好かれるルール』出版

2015年 CD『宙色協奏曲 sorairo-concerto』
をリリース

退団後は女優・歌手として舞台やライブハウスに出演。
また全国各地で催される講演会やトークイベントに講師と
して参加。活動の幅を広げている。



トリヴィア 宝塚歌劇団とは

☆1913年(大正2年)7月15日に創設された女性だけの歌劇団です。
阪急電鉄(当時の箕面有馬電気軌道)の創始者、小林一三氏より兵庫県宝塚新温泉への旅客
誘引策の一つとして設立された16名の少女達による「宝塚唱歌隊」が現在の宝塚歌劇団
の始まりでした。

☆宝塚歌劇団に入るには？

宝塚歌劇団に入団できるのは、宝塚音楽学校を卒業した人のみなので、宝塚音楽学校に入
学しなければなりません。宝塚音楽学校の入学試験は毎年春に行われ、倍率約20倍(過
去最高48.2倍)の狭き門です。

ちなみに、宝塚歌劇団の団員を『タカラジェンヌ』と呼びますが、これは戦前のレビュー
黄金時代を築いた有名な演出家である白井鐵造氏が、小粋でおしゃれなパリ娘というよう
に、美しくエレガントな宝塚歌劇の生徒達につけた愛称です。

☆宝塚歌劇団には花組・月組・雪組・星組・宙組の5組があり、各組に約70名~80名
が在籍しています。花組・月組は1921年(大正10年)に、雪組は1924年(大正13年)
に、星組は1933年(昭和8年)に創設され、一番新しい宙組は1998年(平成10年)に
誕生しました。

また、どの組にも出演できるベテランの生徒が在籍している専科という組もあります。

改正税法Topic

1改正の背景

日本の企業の競争力の強化や経済の好循環の実現を図るため、平成27年度から法人税改革に着手し、法人実効税率の引下げを進めています。

改革初年度の27年度では、法人税率が23.9%に引下げられ、引下げに伴う税収不足を補填するため、欠損金の繰越控除制度の見直しや法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直し等が行われました。

2年目となる28年度も法人税改革を更に大胆に推進するため、租税特別措置の見直し等により課税ベースを拡大しつつ法人税率の引下げが行われました。

2改正の内容

法人税の税率が、次のとおり見直されました。

(1)平成28年・29年度の税率(附則26、27、29)

①各事業年度の普通法人の税率が23.4%(改正前23.9%)に引下げられました。

②各連結事業年度の連結所得に対する税率について、普通法人である連結親法人の税率が23.4%(改正前23.9%)に引下げられました。

(2)平成30年度の税率(法法66、81の12、143)

①普通法人の税率が23.2%(改正前23.9%)に引下げられました。

②連結所得に対する税率について、普通法人である連結親法人の税率が23.2%(改正前23.9%)に引下げられました。

これにより、28年度改正では、国・地方を通じた法人実効税率は次表のようになります。

| | 従前 | 平成27年度 (改正初年度) | 平成28年度 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------|--------|-------------------|------------------|--------|
| | | | 平成28年度改正(改革2年目) | |
| 法人税率 | 25.5% | 23.9% | 23.4% | 23.2% |
| 法人事業税 所得割(※) | 7.2% | 6.0% | 3.6% | 3.6% |
| 国・地方の 法人実効税率 | 34.62% | 32.11% | 29.97% | 29.74% |

(※) 大法人の場合。平成28年度までは地方法人特別税を含みます。

財務省資料

3適用期日

上記(1)の改正は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の所得に対する法人税について、(2)の改正は、平成30年4月1日以後開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。(附則21)

